

2022年11月10日

各 位

会社名 スカイマーク株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 洞 駿  
(コード番号：9204 東証グロース)  
問合わせ先 執行役員 財務経理部長 田 上 馨  
TEL. 03-5708-8280

### 募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2022年11月10日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 13,043,400株
- かかる募集株式総数のうち、日本国内における募集（以下、「国内募集」という。）に係る募集株式数は7,173,900株、米国及び欧州を中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集（以下、「海外募集」といい、国内募集と併せて「本件募集」という。）に係る募集株式数は5,869,500株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記募集株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日（2022年12月5日）に決定される予定であり、その決定については当社代表取締役社長執行役員に一任する。募集株式総数については、2022年11月27日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。
- (2) 募集株式の払込金額 未定（2022年11月27日開催予定の取締役会で決定する予定である。）
- (3) 払 込 期 日 2022年12月13日（火曜日）
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2022年12月5日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。なお、当社は、2022年11月10日開催の取締役会において、本件募集による新株式発行（以下、「本件公募増資等」という。）の払込期日と同日付にて、当該新株式発行により増加する資本金の額のうち150億円（但し、当該新株式発行により増加する資本金の額が150億円を下回る場合は、当該金額）、及び当該新株式発行により増加する資本準備金の額のうち150億円（但し、当該新株式発行により増加する資本準備金の額が150億円を下回る場合は、当該金額）を減少させることを決議している。当該資本金及び資本準備金の額の減少は、当該新株式発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、払込期日後の資本金の額及び資本準備金の額は、払込期日前の資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ下回らない予定であり、資本金の額は引き続き1億円となる予定である。当該資本金及び資本準備金の減少の内容については、後記「7. 株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少について」を参照。
- (5) 募 集 方 法 国内及び海外における同時募集とする。
- ① 国内募集

発行価格での一般募集とし、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、BofA証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社、株式会社SBI証券、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社、岡三証券株式会社、東海東京証券株式会社、丸三証券株式会社、水戸証券株式会社及びあかつき証券株式会社を引受人として、国内募集分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集株式発行及び国内募集を中止する。国内募集が中止された場合には、海外募集も中止されるものとする。

## ② 海外募集

海外募集については、Morgan Stanley & Co. International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited 及び Merrill Lynch International を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外募集分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外募集が中止された場合には、国内募集も中止されるものとする。

③ 国内募集、下記2. の引受人の買取引受による国内売出し及び下記3. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びBofA証券株式会社とし、当社普通株式を取得しうる投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行うものとする。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びBofA証券株式会社が共同で行うものとする。

④ 本件募集、下記2. の引受人の買取引受による売出し及び下記3. のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、Morgan Stanley & Co. International plc、大和証券株式会社及びBofA証券株式会社とする。

- |                        |  |
|------------------------|--|
| (6) 発 行 価 格            | 未 定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2022年12月5日に決定する予定である。)   |
| (7) 申 込 期 間<br>( 国 内 ) | 2022年12月6日(火曜日)から<br>2022年12月9日(金曜日)まで   |
| (8) 申 込 株 数 単 位        | 100株   |
| (9) 株 式 受 渡 期 日        | 2022年12月14日(水曜日)   |
| (10) 引 受 人 の 対 価       | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。   |
| (11)                   | 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。  |
| (12)                   | 前記各項のうち国内募集については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、国内募集が中止された場合には、海外募集、下記2. の引受人の買取引受による売出し及び下記3. のオーバーアロットメントによる売出しも中止される。また、海外募集又は下記2. の海外売出しが中止された場合には、国内募集、下記2. の引受人の買取引受による国内売出し及び下記3. のオーバーアロットメントによる売出しも中止される。 |

## 2. 引受人の買取引受による売出しの件

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 14,746,000 株

かかる売出株式総数のうち、日本国内における売出し（以下、「引受人の買取引受による国内売出し」という。）に係る売出株式数は6,234,500株、米国及び欧州を中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下、「海外売出し」という。）に係る売出株式数は8,511,500株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日（2022年12月5日）に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役社長執行役員に一任する。売出株式総数については、今後変更される可能性がある。

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による国内売出し

UDSエアライン投資事業有限責任組合	3,111,100 株
インテグラル2号投資事業有限責任組合	2,812,500 株
Integral Fund II (A)L.P.	310,900 株

② 海外売出し

UDSエアライン投資事業有限責任組合	4,247,200 株
インテグラル2号投資事業有限責任組合	3,839,800 株
Integral Fund II (A)L.P.	424,500 株

(3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

① 引受人の買取引受による国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、BofA証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社、株式会社SBI証券、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社、岡三証券株式会社、東海東京証券株式会社、丸三証券株式会社、水戸証券株式会社及びあかつき証券株式会社を引受人として、引受人の買取引受による国内売出し分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。

② 海外売出し

海外売出しについてはMorgan Stanley & Co. International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited及びMerrill Lynch Internationalを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止されるものとする。

(4) 売 出 価 格 未 定（上記1.における発行価格と同一とする。）

- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一とする。
- (6) ( 込 内 )  
申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一とする。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。なお、引受価額は、上記1. における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項を除くほか、本引受人の買取引受による売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (10) 前記各項のうち、引受人の買取引受による国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、国内募集、海外募集、海外売出し及び下記3. のオーバーアロットメントによる売出しも中止される。また、海外募集又は海外売出しが中止された場合には、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及び下記3. のオーバーアロットメントによる売出しも中止される。

### 3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 4,168,400 株（売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しを全く行わない場合がある。なお、売  
出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2022年12月5日に  
決定される予定である。）
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 大和証券株式会社 4,168,400 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未 定（上記1. における発行価格と同一とする。）
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一とする。
- (8) 前記各項を除くほか、本オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する  
事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、国内募集又  
は引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、本オーバーアロットメントによ  
る売出しも中止される。

以上

[ ご 参 考 ]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数 当社普通株式 13,043,400 株  
(国内募集 7,173,900 株、海外募集 5,869,500 株)  
最終的な内訳は、上記募集株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

売 出 株 式 数 当社普通株式 引受人の買取引受による売出し 14,746,000 株  
(引受人の買取引受による国内売出し 6,234,500 株、  
海外売出し 8,511,500 株)  
最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。

オーバーアロットメントによる売出し (\*)  
当社普通株式 上限 4,168,400 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2022年11月28日(月曜日)から  
2022年12月2日(金曜日)まで

(3) 価 格 決 定 日 2022年12月5日(月曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、  
仮条件による需要状況等を総合的に勘案した上で決定する。)

(4) 申 込 期 間 2022年12月6日(火曜日)から  
2022年12月9日(金曜日)まで

(5) 払 込 期 日 2022年12月13日(火曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日 2022年12月14日(水曜日)

(\*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主であるUDSエアライン投資事業有限責任組合、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II(A)L.P. (以下、「貸株人」という。)から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議の上、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で貸株人より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2023年1月6日を行使期限として貸株人から付与される予定であります。

また、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日から2023年1月6日までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議の上、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、貸株人から

の借入株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	47,286,000株
公募増資による増加株式数	13,043,400株
公募増資後の発行済株式総数	60,329,400株

## 3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額 14,558 百万円（国内募集における手取概算額 8,114 百万円及び海外募集における手取概算額 6,443 百万円）については、以下の使途に充当する予定であります。

（注）手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,150 円）を基礎として算出した見込額であります。

### ① 新機材導入関連投資

今後の収益基盤拡大に向け、導入予定である次世代航空機材費用（ボーイング 737MAX シリーズのボーイング 737-8 型機及びボーイング 737-10 型機導入に係る前払金含む）として、12,558 百万円（2023 年 3 月期：900 百万円、2024 年 3 月期：300 百万円、2025 年 3 月期以降：11,358 百万円）を充当する予定であります。なお、具体的な充当事期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

### ② 借入金返済

株式会社日本政策投資銀行から運転資金として借入れている資本性劣後ローンの返済のため、2,000 百万円（2023 年 3 月期：2,000 百万円。返済予定日：2022 年 12 月 14 日）を充当する予定であります。これにより中長期的な財務基盤の強化を図ります。

## 4. 株主への利益配分

### （1）利益配分の基本方針

当社は、株主に対する安定的な配当を実施することは重要であると考えています。一方、当社は、未だ成長局面にあるため、内部留保の充実を優先し、事業規模の拡大、収益の向上の速度を上げて企業価値の最大化を図ることが、より適切な株主還元になり得るとも考えています。かかる 2 つの観点の最適バランスをその時々判断し、株主還元の充実に努めてまいります。

### （2）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務基盤の強化及び今後の事業展開のための投資に活用してまいります。

### （3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社としては、将来的には、経営環境、財政状態や内部留保の状況を勘案し、資本効率も考慮しながら、株主に対する利益還元を検討してまいります。なお、具体的な実施時期をはじめ、今後の配当の実施有無及びその内容については未定であります。

### （4）過去 3 決算期間の配当状況

	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期
1 株当たり当期純損失	△28.13 円	△363.16 円	△145.78 円
1 株当たり配当額	—	—	—
（1 株当たり中間配当額）	（ — ）	（ — ）	（ — ）

実績配当性向	—	—	—
自己資本利益率	△5.2%	△101.9%	△68.2%
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
2. 上記の自己資本利益率は、当期純損失を期末自己資本で除した数値であります。  
3. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。  
4. 当社は2020年2月13日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純損失につきましては、2020年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## 5. 販売方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

## 6. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行、上記2.の引受人の買取引受による売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しに係る売出人かつ貸株人であるUDSエアライン投資事業有限責任組合、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A)L.P.、当社の株主であるANAホールディングス株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む。）後180日目（2023年6月11日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（但し、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に対して当社普通株式の貸付けを行うこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本件募集及び株式分割等を除く。）を行わない旨を合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

## 7. 株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少について

当社は、2022年11月10日開催の取締役会において、本件公募増資等と同時に、資本金の額を150億円（但し、当該新株式発行により増加する資本金の額が150億円を下回る場合は、当該金額）、資本準備金の額を150億円（但し、当該新株式発行により増加する資本準備金の額が150億円を下回る場合は、当該金額）をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えることを決議しております。

上記資本金及び資本準備金の額の減少（以下、「本件減資等」という。）は、会社法第447条第1項及び第3項並びに第448条第1項及び第3項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を上

記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。本件減資等は、本件公募増資等と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、本件公募増資等後の資本金の額及び資本準備金の額は、本件公募増資等前の資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ下回りません。

当社を含む航空業界は、2020年初頭以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、旅客需要が激減したことから大きな影響を受けております。現在、旅客需要は感染流行の波とともに増減を繰り返しながらも段階的に回復の傾向が見られるものの、当社においては、新型コロナウイルス感染症による影響からの回復及び今後の更なる成長を図るため、財務基盤の強化及びこれに伴う投資余力の拡大等が急務となっております。このような状況の中、当社としては、本件公募増資等によって財務基盤の強化を図り、これに伴う投資余力の拡大により、当社の事業成長に寄与する投資が可能となることで、上場会社としての責務である企業価値の向上に中長期的に資すると考えております。なお、当社の資本金の額は本件公募増資等後も引き続き1億円となるため、法人税法上の中小法人等として、過去10年以内に生じた繰越欠損金について課税所得の全額まで控除が可能となるなど、税法上、いわゆる中小企業向けの措置の適用を受けることが引き続き可能となります。これにより、本件公募増資等だけでなく、本件減資等についても、当社のキャッシュ・フローなどの財務基盤の強化及びこれに伴う投資余力の拡大等に資するものと考えております。また、当社としては、本件公募増資等及び本件減資等を通じて、財務基盤の強化及びこれに伴う投資余力の拡大等を図るとともに、増加する資本金及び資本準備金を資本剰余金に振り替えることは、将来的な選択肢としての株主への利益還元を含めた資本政策の柔軟性を確保することにも繋がると考えております。具体的な今後の配当政策については、上記「4. 株主への利益配分」をご参照下さい。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は当社新株式発行及び株式売出し等に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2022年11月10日の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。